出張申請受付について

○企業・行政区・福祉施設等における出張申請受付

（１）概要

町職員が施設や団体の指定する場所等に出向き、一括してマイナンバーカードの申請受付を行います。カード申請時に本人確認、記入した申請書類等の確認、写真撮影を行い、カードが出来上がり次第、施設等にてご本人様に直接交付または本人限定受取郵便でご自宅へ送付いたします。

（２）申請者の要件

- 阿見町に住民登録があること。
- 申請日から２ヶ月以内に町外へ転出予定がないこと。
- 初めてのマイナンバーカードの申請であること。再申請の方は、前カードが有効期限切れ、もしくは更新期間（有効期限の3か月前）であること。
 ※マイナンバーカードを紛失されている方は、ご相談ください。
- 申請者が15歳未満の方や成年被後見人、被保佐人または被補助人である場合は、申請実施当日、法定代理人も同伴できること。
- 受付当日に、申請者本人が本人確認書類等の必要書類を持参して会場にお越しになれること
- マイナンバーカードに設定する暗証番号を町職員が入力することに同意いただけること。
 ※暗証番号を設定しない「顔認証マイナンバーカード」をご希望の場合は、ご相談ください。

（３）福祉施設への出張申請の場合

マイナンバーカードの申請手続は、ご本人の意思に基づいて行う必要があります。そのため、施設に入所されている方については、ご本人の意思確認に加え、ご家族の同意も得たうえで申請することが適当です。とりわけ、認知症の方や重度の障害のある方など、判断能力が十分でない方の申請を支援される場合には、ご本人の意思を丁寧に確認するとともに、ご本人への説明日時、申請日、交付日等の取得過程を記録していただきますようお願いいたします。なお、交付申請書等の自署は、介助者及び施設職員等が代筆し、ご本人が押印等すれば、有効なものとして認められます（15歳未満、成年被後見人、被保佐人または被補助人除く）。

つきましては、マイナンバーカードの出張申請をご利用の際は、施設のご担当者が事前にご家族の同意を確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。健康保険証の利用登録についても同様です。

（４）出張申請　手続の流れ

各種団体や施設等の規模や実施人数により異なりますが、流れは以下のとおりです。

（約３０日前）

各種書類の提出

・「阿見町マイナンバーカード出張申請受付申込書」と「阿見町マイナンバーカード出張申請受付者名簿」を記入し、町民課へ提出

（約２０日前）

施設等担当者と市区町村の打合せ

・申請書等必要な準備書類を施設等へ事前にお渡し（送付）しますので、当日までに準備をお願いいたします。

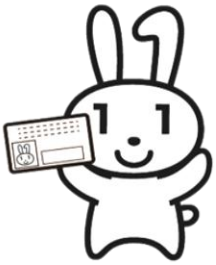
（　当 日　）

受付会場設営、出張申請受付

・会場の設営をお願いいたします。当日必要な物品は、基本的には町で準備、持参しますが、机・椅子などは施設からお借りします。
・事前に準備していただいた書類を確認し、顔写真の撮影等を行います。
・当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

（約１か月後）

カードが出来上がり次第施設等へご連絡いたします。お渡しの日程を調整の上、施設や団体が指定する場所へ町職員が持参します（町職員が、本人確認を行い交付します）。



・カード交付前に事前に回答書を送付いたしますので、当日までに準備をお願いいたします。

また、出張申請受付時に本人確認書類が不備の場合は、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなります。その場合のカード受取りは、本人確認書類を持参のうえ、阿見役場町民課までご来庁いただく必要があります。

（５）阿見町に住民登録がない方の申請について

町では、顔写真撮影及びマイナンバーカードの申請まで行います。申請後、マイナンバーカードの交付準備が出来次第、住民票のある市区町村から住民票上の住所へ交付通知書が届きますので、各市区町村窓口で受取りをお願いいたします。なお、申請をご希望される際は、出張申請当日までに、住民票のある市区町村で「個人番号カード交付申請書　兼　電子証明書発行/更新申請書」を取得願います。

※「個人番号カード交付申請書　兼　電子証明書発行/更新申請書」取得方法、カードの受取方法については、各市区町村にご確認ください。

※健康保険証の利用登録については、マイナンバーカード受取り後、申請者ご本人様で行う必要があります。